

## やまなし健康寿命延伸プロジェクト支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 やまなし健康寿命延伸プロジェクト支援事業費補助金は、県の健康増進計画「健やか山梨21(第2次)」に基づき、健康寿命の更なる延伸を目指す先駆的な健康増進事業に取り組むモデル市町村に対し、やまなし健康寿命延伸プロジェクト支援事業費補助金を予算内の範囲において交付するものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象事業となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、健康寿命の延伸に向けて取り組む健康増進事業で、やまなし健康寿命延伸プロジェクト支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づいて、モデル市町村が実施する事業とする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、補助対象経費の総額に補助率 $1/2$ を乗じた額と、補助限度額100万円とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする市町村長は、申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、申請書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(状況報告)

第7条 知事から規則第10条の規定により補助事業等の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告は、実績報告書(様式第4号)を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(第5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、該当承認通知を受理した日から1か月以内)、又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 この補助金の交付は、精算払いとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金交付の目的及び原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認を受けようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

種目 及び 限度額	対象経費	補助率
(1) 種目 健康寿命の延伸を目指した 健康増進事業  (2) 限度額 1市町村当たり 1,000,000円	健康寿命の延伸を目指した健康増進事業の実施等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が事業実施に必要と認める経費	1 / 2